

和歌山県パートナーシップ宣誓書受領証の提示により湯浅町で利用可能な行政サービス一覧

行政サービス	対象・適用内容	担当課	問合せ先
公営住宅入居申込み	パートナーの方を事実上婚姻関係である者として、入居申込みが可能です。	産業建設課	0737-64-1124
保育所等の入所申込み・送迎	パートナーの方と生計を共にしているお子さまの入所申込および送迎が可能です。	教育委員会	0737-63-1111
放課後児童クラブの利用申請・送迎	パートナーの方と生計を共にしているお子さまの利用申請および送迎が可能です。	教育委員会	0737-63-1111
住民票の表記	パートナーの方との続柄を「縁故者」と記載可能です。	住民生活課	0737-64-1102
湯浅町犯罪被害者等見舞金	パートナーの方を事実上婚姻関係である者として、犯罪被害者等見舞金を支給します。	総務課	0737-64-1108
結婚新生活支援事業補助金	パートナーシップ関係にある双方が宣誓日において、39歳以下の場合は上限30万円、29歳以下の場合は上限60万円を対象費用に対して補助します。	政策企画課	0737-63-2552

※各行政サービスを利用する際は、制度ごとに所定の要件がありますので、詳細は各担当課までお問い合わせください。